

悪質な住宅改修業者にご注意ください！！

「介護保険で全額出るから、トイレの改修をしませんか」「町から補助が出るから家の改修をしませんか」などと言って、悪質な業者が高齢者住宅に営業に回っています。

個人情報伝えてしまうと、介護認定を受けてない場合や住宅改修をするつもりはない場合も、強引に介護認定の申請を進めさせ、住宅改修の契約をさせようとすることもあります。町の指定を受けている等と偽って訪問するケースもあるようですが、**養老町から介護認定や住宅改修を勧めるために自宅に訪問することはありません。**

介護保険における住宅改修は、本人の自立及び家族が介護のしやすい生活環境を整え、在宅で安心安全に生活するために行うものです。介護保険を利用して住宅改修をする場合には、必ず介護認定を受けた上で担当ケアマネジャーに相談し、業者を選定してください。

介護保険の住宅改修の利用には限度額があります。業者に言われるままに不必要な工事を一度してしまうと、将来本当に住宅改修が必要になった時に、介護保険で工事ができない場合もあります。

下記のことに注意してください。お困りのことがあった場合は、役場の相談窓口にご連絡ください。

- ・ 業者が自宅に訪問してきても、部屋の中には入れない。個人情報は教えない。
- ・ 介護認定を希望されない場合、住宅改修を希望されない場合は、ハッキリと断る。
- ・ 必ず他者（親族又は担当ケアマネジャー）に相談する。

【相談窓口】

- 住宅改修等介護保険制度に関する相談など
養老町役場 住民福祉部 健康福祉課
0584-32-1105
- 悪質業者についての苦情、クーリングオフの相談など
養老町役場 産業建設部 産業観光課
0584-32-1108
消費者ホットライン